

第6号様式（その1）（第6条関係）

令和5年5月12日

鈴鹿市議会議長

山中智博様

会派名 日本共産党

代表者名 石田秀三

令和5年度（4月分）政務活動費収支報告について

鈴鹿市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）に基づき、別紙のとおり令和5年度（4月分）政務活動費収支報告書を提出します。

249

## 第6号様式（その2）（第6条関係）

## 令和5年度（4月分）政務活動費収支報告書

会派名 日本共産党

## 1 収 入

政務活動費 100,000 円

## 2 支 出

(単位：円)

科 目	金 項	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費	90,596	すずか民報 165号 新聞折込代
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務費	770	通信費
合計	91,366	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 8,634 円

# 日本共産党

令和5年度

事項別合計額	91,366
調査研究費	0
研修費	0
広報費	90,596
広聴費	0
要請・陳情活動費	0
会議費	0
資料作成費	0
資料購入費	0
人件費	0
事務費	770

## 政務活動費会計帳簿

No.	月日	項目	内容	収入金額	支出金額	差引残高
1	4月20日			100,000		100,000
2	4月24日	事務費	通信費1ヶ月負担分385円×2人分		770	99,230
3	4月28日	広報費	すずか民報(市議会報告)165号 28,400部、新聞折込代		90,596	8,634
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						

支 払 調 書

2

科 目 事務費

品名又は用件 通信費 1カ月負担分385円×2人分

金額 ￥770

支 払 先 鈴鹿市

令和5年4月24日

経理責任者 高橋さつき

支払確認(会派代表者) 石田秀三

裏面に領収書添付

# 納入通知書兼領収証書

通信料政務活動費負担分

日本共産党

様

100149

年度 5	期(月)別 00	納入期限 令和 隅 4月 24日
---------	-------------	---------------------

発行課  
議事課

納付金額 770円
--------------

納入場所 鈴鹿市指定金融機関  
鈴鹿市収納代理金融機関  
鈴鹿市出納員

上記のとおり納めてください。

令和 隅 4月 7日 発行

鈴鹿市長

末松 則子



上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印



24-207(三重県鈴鹿市)

**タブレット端末通信費の政務活動費充当について**

1台（一人）当たり月額通信費 770円／月

1台（一人）当たり政務活動費 月額充当額

$$770 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{\underline{385 \text{ 円} / \text{月}}}$$

2人会派 令和5年4月の充当額

$$1 \text{ 台} (\text{一人}) \text{ 当たり } 385 \text{ 円} \times 1 \text{ か月} \times 2 \text{ 人} = \underline{\underline{770 \text{ 円}}}$$

## 支 払 調 書

科 目	広報費
品名又は用件	すずか民報（市議会報告）165号28,400部、新聞折込代
金 額	¥90,596
支 払 先	株式会社中日三重サービスセンター

令和5年4月28日

経理責任者	高橋さつき
支払確認（会派代表者）	石田秀三

裏面に領収書添付

No. 011387

# 領 収 書

2023年 4月 5日

日本共产党 鈴鹿市議団様

金額			490	596
----	--	--	-----	-----

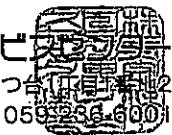
内消費税 8,236 円

但し 折込 代として  
上記金額正に領収いたしました

折込日・掲載日	4/11	サイズ	B4
内訳	枚数	単価	金額
折込料	28,400	2,80	79,520
手配管理料		2,80	2,840
運賃			
入金区分	現金	小切手	振込

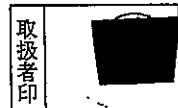
登録番号 T5-1900-0100-0686

2003



株式会社 中日三重サービス  
〒514-0131 三重県津市あのつ台1丁目1番地2  
TEL 059-236-6000 FAX 059-236-6001

- |                                                             |                                                  |                                                       |
|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本社 経理直通<br>(059) 236-6003          | <input type="checkbox"/> 松阪営業所<br>(0598) 21-0552 | <input type="checkbox"/> 桑名ホームニュース<br>(0594) 24-3461  |
| <input type="checkbox"/> 桑名営業所<br>(0594) 23-4677            | <input type="checkbox"/> 伊勢営業所<br>(0596) 28-0789 | <input type="checkbox"/> 四日市ホームニュース<br>(059) 351-0899 |
| <input type="checkbox"/> 四日市営業所<br>(059) 352-7023           | <input type="checkbox"/> 紀州営業所<br>(0597) 25-1888 | <input type="checkbox"/> 鈴鹿ホームニュース<br>(059) 383-2270  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 鈴鹿営業所<br>(059) 383-2232 | <input type="checkbox"/> 伊賀営業所<br>(0595) 26-7888 |                                                       |



複写でないもの、訂正したもの及び取扱者の押印の無いものは無効です。

# 市民の人権が守られる 鈴鹿市になっているのか

## 異常な生活保護行政に市民から2件の訴訟

人權專題

すすか

第165号  
2023年3月

日本共产党  
鈴鹿市議団  
市議会報告

昨年10月に公表された市民アンケート結果の中で、「移動空間の安全性・利便性の向上」がワースト一。どの地域・年代でも「公共交通」の不満が際立っています。

昨年に制定された「地域公共交通計画」でも、「地域が主体になつた取り組み」に支援するとされ、市の責任で行おうという姿勢が出されていました。

高橋議員は2月議会で、公共交通を充実させ住民の「移動する権利」を守るのは、自治体の責任である。市ではない「地域主体で」というのは住民の「助け合い活動」であり、限界がある。桑名市などの先進市のように、市

生活保護利用者である鈴鹿市民から訴訟が起つられました。鈴鹿市保護課は、身体に障害があり、通院や日常生活に自動車を使わなくてはならない事情をかかえる市民に対し、

鈴鹿市の対応の異常さは際立っています。

本来憲法25条に基づき市民の生存権、人権を守ることが仕事の福祉事務所が、市民への人権侵害を行うという逆立ちの姿勢が、きび

義務にもなつていらない運転記録票の提出を強要し、それを拒否したとして、また自動車の処分見積もり書を出せと、どう指示に従わなかつたとして、「保護停止処分」としました。

14年前の2008年に発覚した「生活保護不正支給事件」で、鈴鹿市は今とは正反対に、一部の保護利用者に言われるままに保護費総額3億円を不正に支給していましたとして、全国に報じられました。

**国民健康保険料  
めぐらしく引き下げるられる**

「支払準備基金」残高、過去最高の17億円に。  
鈴鹿市は2022年度に 支払準備基金の22年度末  
国民健康保険料を平均5・ 残高は過去最高の17億円。  
9%引き下げました。これ なんと市民が払う国保料の  
は財政規模で約2億円との 半年分になります。  
説明でした。

しかし、本年1月に出された国保会計2年度末の収支見通しは1・2億円の黒字、支払準備基金は1・5億円の積み増し、合計2・7億円もの余裕資金が23年度に回ることになります。

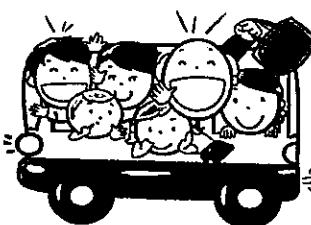
それ以上に黒字や貯め込みが増えるという現象は、さらに保険料引き下げが出来るといふ証明です。この基  
金17億円を、物価高騰に苦しむ市民の暮らしを守るために還元させましょう。



## 生活交通(公共交通)に 市が責任持つた取り組みを

# 交通に た取り組みを

として予算も体制も責任を持つ、公共交通＝生活交通に取り組む」と求めました。



## 高齢者の難聴・補聴器購入に補助を

# 高齢者の難聴・補聴器購入に補助を 聽こえが悪くなる「高齢者 の難聴」1430万人。10人 た。

**助成購入に補助を**

に一人が難聴だと言われば、55歳以上の方の半数に聽こえの問題が生じ、75歳以上の半数が聽こえに悩んでいます。放置すると人との会話に参加できなくなり、心身の活力の衰え、社会生活に支障をきたし、認知症やうつ状態になるリスクが高まります。

組合鈴鹿支部から出された「加齢性難聴者の補聴器購入に対する市独自の公的補助制度の創設を求める請願」の紹介議員になり、採択を求めて頑張りましたが、3月24日の本会議での採決の結果、賛成7の少数で不採択となりました。

また高橋議員は、年金者組合鈴鹿支部から出された「加齢性難聴者の補聴器購入に対する市独自の公的補助制度の創設を求める請願」の紹介議員になり、採択を求めて頑張りましたが、3月24日の本会議での採決の結果、賛成7の少数で不採択となりました。

2月議会一般質問で高橋さつき議員は、難聴の早期発見、早期処置のために、聴力検査を健診のメニューに入れる」と、補聴器購入への

国民健康保険料

